

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2522「機械刃物製造業」、2523「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2524「作業工具製造業(やすりを除く)」、2525「やすり製造業」、2526「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2527「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2531「配管工用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び2553「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事付属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品：機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)

刃物及び道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等)、農器具(すき、くわ、かま等)、農器具部分品

(対応する ISIC) 2891 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-09		その他の金属製品
	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2521「洋食器製造業」、2529「その他の金物類製造業」、2551「アルミニウム・同合金プレス製品製

造業」、2552「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)」、小分類 256「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、257「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類 2591「金庫製造業」及び 2599「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品、王冠等)

金属線製品：くぎ、金属製金網、PC鋼より線、鋼索、電気溶接棒

その他の金属製品(除別掲)：金属洋食器、金物(かぎ、錠、建築用金物、架線金物等)、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2892 金属の処理・塗装業；料金制又は契約制による一般機械エンジニアリング業

2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

2919 その他の一般機械製造業

8 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他の製造工業

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2611「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2813 蒸気発生装置製造業(セントラルヒーティング温水ボイラを除く)

列コード	行コード	部門名称
3011-02	3011-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2612「蒸気機

関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2911 エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く)

列コード	行コード	部門名称
3011-03	3011-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2613「はん用内燃機関製造業」及び 2619「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車(水力タービンを除く)、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2911 エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く)

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2673「エレベータ・エスカレータ製造業」、2674「荷役運搬設備製造業」及び 2689「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」のうち家庭用エレベータの生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ(家庭用エレベータも含む)、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2682「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲と

する。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース(冷凍陳列棚を含む)、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機(民生用を除く)、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	ポンプ及び圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2671「ポンプ・同装置製造業」、2672「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び 2677「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ(真空ポンプを除く)・圧縮機の部分品・取付具・付属品

(変更点) 平成 17 年表から「真空装置・真空機器」部門を新設したが、今回接続表では「真空装置・真空機器」部門を設けなかったため、平成 17 年接続表では平成 12 年表以前と同様に、「真空装置・真空機器」のうち「真空ポンプ」の活動を本部門に含めた。

(対応する ISIC) 2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2644「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 特殊鋼切削工具、超硬工具(粉末や金製品を除く)、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用付属品

(注意点) 超硬工具(粉末や金製品)は、列・行部門「2899-03、-032 粉末や金製品」に含まれる。

(対応する ISIC) 2893 刃物、手道具及び一般金物類製造

業

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の一般産業機械及び装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2675「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」、2676「工業窯炉製造業」、2679「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2697「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 変速機、歯車(プラスチック製を含む)、ローラチェーン、工業窯炉(真空のものを除く)、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、個装・内装機械、外装・荷造機械、その他の一般産業機械・装置の部分品・取付具・付属品

(変更点) 平成17年表から「真空装置・真空機器」部門を新設したが、今回接続表では「真空装置・真空機器」部門を設けなかったため、平成17年接続表では平成12年表以前と同様に、「真空装置・真空機器」のうち「工業窯炉」、「個装・内装機械」及び「同部分品・取付具・付属品」に該当する活動を本部門に含めた。

(対応する ISIC) 2913 軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業
2914 かま、炉及び炉バーナ製造業
2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3021-01	3021-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 263「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、建設用トラクタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱山機械の部分品・取付具・付属品

(変更点) ① 平成7年、12年表の列・行部門「3021-01、-011 建設・鉱山機械」のうち農業用トラ

クタ及び同部分品・取付具・付属品については、「3029-01、-011 農業用機械」に統合。

② 平成7年、12年表の列・行部門「3629-09、-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックについては、本部門に統合。

(注 意 点) 平成7年表の「30

21-01、-011 鉱山・土木建設機械」を「建設・鉱山機械」に名称変更。

(対応する ISIC) 2924 鉱業、採石業及び建設用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3022-01	3022-011	化学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2678「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 熱交換器(分縮機、熱換器を含む)、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸餾機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機器、集じん機器、化学装置用タンク(固定式、浮屋根式、球形、その他)、化学機械の部分品・取付具・付属品

(変更点) 平成17年表から「真空装置・真空機器」部門を新設したが、今回接続表では「真空装置・真空機器」部門を設けなかったため、平成17年接続表では平成12年表以前と同様に、「真空装置・真空機器」のうち「ろ過機器」、「蒸発機器・蒸留機器・蒸餾機器・晶出機器」及び「同部分品・取付具・付属品」に該当する活動を本部門に含めた。

(対応する ISIC) 2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3023-01	3023-011	産業用ロボット

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2698「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、

プレイバックロボット、数値制御ロボット、産業用ロボットの部分品・取付具・付属品
(対応する ISIC) 2919 その他の一般機械製造業
2922 工作機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3024-01	3024-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2641「金属工作機械製造業」及び 2643「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・付属品
(対応する ISIC) 2922 工作機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3024-02	3024-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2642「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び 2643「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・付属品
(対応する ISIC) 2922 工作機械製造業
2923 冶金用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-01	3029-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 262「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活

動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・付属品

(変更点) ① 平成7年、12年表の列・行部門「3021-01、-011 建設・鉱山機械」のうち農業用トラクタ及び同部分品・取付具・付属品を本部門に統合。
② 平成7年表の「3029-01、-011 農業機械」を「農業用機械」に名称変更。

(注意点) 農業用手道具は「2899-033 刃物及び道具類」に含まれる。

(対応する ISIC) 2921 農業及び林業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-02	3029-021	繊維機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 265「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン)、毛糸手編機械、繊維機械の部分品・取付具・付属品
(変更点) 平成7年、12年表の列・行部門「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」のうち毛糸手編機械を本部門に統合。
(対応する ISIC) 2926 繊維、衣服及び皮革製造機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-03	3029-031	食品機械・同装置

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2661「食品機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食品機械・同装置の部分品・取付具・付属品
(変更点) 平成7年、12年表の列・行部門「3029-03、-031 食料品加工機械」を「食品機械・同装置」に名称変更。

(対応する ISIC) 2925 食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-04	3029-041	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2667「半導体製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウェーハプロセス(電子回路形成)用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体製造装置の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2929 その他の特殊産業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-09		その他の特殊産業用機械
	3029-091	製材・木材加工・合板機械
	3029-092	パルプ装置・製紙機械
	3029-093	印刷・製本・紙工機械
	3029-094	鑄造装置
	3029-095	プラスチック加工機械
	3029-099	その他の特殊産業用機械(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2662「木材加工機械製造業」、2663「パルプ装置・製紙機械製造業」、2664「印刷・製本・紙工機械製造業」、2665「鑄造装置製造業」、2666「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」及び2669「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製材・木材加工・合板機械：製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤等)、木材加工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレーズ、プレス、スライサ等)、製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・付属品

パルプ装置・製紙機械：パルプ製造機械・同装置(割木機、砕木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、断裁機、巻取機、コーティングマシン等、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・付属品

印刷・製本・紙工機械：印刷機械(とっ版

印刷機械、平版印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字鑄造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・付属品

鑄造装置：ダイカストマシン、その他の鑄造装置(造型機、型込機、中子整形機、特殊造型機等)、鑄型・鑄型定盤(製鉄、製鋼用に限る)、鑄造装置の部分品・取付具・付属品

プラスチック加工機械：射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械(圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等)、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・付属品

その他の特殊産業用機械(除別掲)：ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の特殊産業用機械(たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等)、その他特殊産業用機械の部分品・取付具・付属品

- (変更点) ① 平成7年、12年表の行部門「3029-091 製材・木工・合板機械」を「製材・木材加工・合板機械」に名称変更。
- ② 平成17年表から「真空装置・真空機器」部門を新設したが、今回接続表では「真空装置・真空機器」部門を設けなかったため、平成17年接続表では平成12年表以前と同様に、「真空装置・真空機器」のうち「その他の特殊産業用機械」及び「同部分品・取付具・付属品」に該当する活動を本部門に含めた。
- ③ 平成7年表の行部門「3029-093 印刷・製本・紙加工機械」を「印刷・製本・紙工機械」に、また平成7年表の「3029-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」を「その他の特殊産業用機械(除別掲)」に名称変更。

(対応する ISIC) 2929 その他の特殊産業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3031-01	3031-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2696「金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・付属品

(対応する ISIC) 2929 その他の特殊産業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3031-02	3031-021	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2694「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

(対応する ISIC) 2913 軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3031-09	3031-099	その他の一般機械器具及び部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2691「消火器具・消火装置製造業」、2692「弁・同附属品製造業」、2693「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2695「ピストンリング製造業」及び 2699「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、消火器具・消火装置の部分品・取付具・付属品、バルブ・コックの付属品、他に分類されない各種機械部分品

(変更点) 平成7年、12年表の「3031-09、-099 その他の一般産業器具及び部品」のうち毛糸手編機械を「3029-02、-021 繊維機械」に統合。

(対応する ISIC) 2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業

2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2681「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を生産活動を範囲とする。

(品目例示) 静電間接式複写機、デジタル式複写機、フルカラー複写機、複写機の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2681「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 計算機械、ワードプロセッサ、金銭登録機(レジスタ)、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機(B3版未満)、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械(複写機を除く)の部分品・取付具・付属品

(変更点) 平成7年表の行部門「3111-091 電子式卓上計算機」及び「3111-092 ワードプロセッサ」を「3111-099 その他の事務用機器(除別掲)」に統合し、部門名から(除別掲)を削除。

(注意点) 電子計算機は、「3331-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3331-02、-021 電子計算機本体(除パソコン)」に含める。

そろばん、計算尺、謄写版、製図用機械器具は、「3919-03、-031 筆記具・文具」に含める。

(対応する ISIC) 3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3112-01		サービス用機器
	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2683「娯楽機

械製造業」、2684「自動販売機製造業」、2689「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」(家庭用エレベータは除く)の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・付属品

娯楽用機器：パチンコ・スロットマシン(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・付属品

その他のサービス用機器：業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具(両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・付属品

(注 意 点) 家庭用エレベータについては、列・行部門「3012-01、-011 運搬機械」に含まれる。

(対応する ISIC) 2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-01		回転電気機械
	3211-011	発電機器
	3211-012	電動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2711「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) タービン発電機、エンジン発電機、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機(同期電動機、整流子電動機等)、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機(シンクロ電機、ステップモータ等)、その他の発電機(直流発電機、水車発電機、電動発電機等)、回転電機機械の部分品・取付具・付属品

(注 意 点) 超小形電動機(3W未満)は「3421-09、-099 その他の電子部品」に含まれる。

(対応する ISIC) 3110 電動機、発電機及び変圧器製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2712「変圧器類製造業(電子機器用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3110 電動機、発電機及び変圧器製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	開閉制御装置及び配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2713「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配電盤、監視制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントローラ、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3120 配電・制御装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2714「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、配線付属品

(対応する ISIC) 3120 配電・制御装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-05	3211-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2716「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発動機、始動電動機、磁石発動機、点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・付属品

(注 意 点) 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

(対応する ISIC) 3190 他に分類されないその他の電気機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-09	3211-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2715「電気溶接機製造業」及び 2719「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用電気機器の部分品・取付具・付属品

(変更点) 平成7年、12年表の列・行部門「3411-09、-099 その他の産業用重電機器」の名称を「その他の産業用電気機器」に変更。

(対応する ISIC) 2922 工作機械製造業

3110 電動機、発電機及び変圧器製造業

列コード	行コード	部門名称
3221-01	3221-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2741「X線装置製造業」、2742「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置(放送用を除く)、2743「医療用電子応用装置製造業」、2749「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用X線装置、産業用X線装置、医療用電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、産業用磁気録画再生装置(放送用を除く)、電子顕微鏡、レーザー装置、レーザー応用治療装置、ガイガー計数器、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

列コード	行コード	部門名称
3231-01	3231-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 275「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気計器(積算電力計、電流計、電圧計等)、電気測定器(電圧標準計、電流標準計、回路計等)、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

3313 生産工程制御装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3241-01	3241-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2731「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般照明用電球、自動車用電球、ハロゲン電球、蛍光灯、HIDランプ、豆電球、クリスマスツリー用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロット電球、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯

(注 意 点) 電球類の部品は、「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。

(対応する ISIC) 3150 電球及び電気照明器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3241-02	3241-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2732「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、懐中電灯、ナトリウム灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3150 電球及び電気照明器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3241-03	3241-031	電池

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2791「蓄電池製造業」及び 2792「一次電池(乾電池、湿電池)製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) マンガン乾電池、アルカリマンガン乾電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池、電池の部分品・取付具・付属品
 (対応する ISIC) 3140 乾電池及び1次電池製造業

列コード	行コード	部門名称
3241-09	3241-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2799「他に分類されない電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 導入線、シリコンウエハ(表面研磨をしたもの)、電球口金、電球・電子用タングステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、太陽電池、リードフレーム等
 (対応する ISIC) 3190 他に分類されないその他の電気機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3251-01	3251-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2722「空調・住宅関連機器製造業」のうち、民生用エアコンディショナの生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形)、民生用エアコンディショナの部分品・取付具・付属品
 (変更点) 平成7年表の列・行部門「3212-01、-011 民生用電気機器」を「民生用エアコンディショナ」と「民生用電気機器(除エアコン)」に分割。
 (対応する ISIC) 2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3251-02	3251-021	民生用電気機器(除エアコン)

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 272「民生用電気機械器具製造業」のうち、民生用エ

コンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ちゅう房機器：電子レンジ(オープンレンジ、スチームレンジを含む)、電気がま、ジャーポット、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、電磁調理器(クッキングヒーター)

空調・住宅関連機器：扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、加湿器、空気清浄機
 衣料衛生関連機器：電気アイロン、電気掃除機、電気洗濯機(洗濯乾燥機を含む)、洗濯物乾燥機、電気温水洗浄便座

その他の民生用電気機械：電気かみそり、電気ストーブ、電気カーペット、電気マッサージ器具

民生用電気機械器具(民生用エアコンディショナを除く)の部分品・取付具・付属品

(変更点) 平成7年表の列・行部門「3212-01、-011 民生用電気機器」を「民生用エアコンディショナ」と「民生用電気機器(除エアコン)」に分割。

(対応する ISIC) 2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3311-01	3311-011	ビデオ機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2742「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビデオテープレコーダ、DVD-ビデオ、ビデオカメラ(放送用を除く)、デジタルカメラ、ビデオ機器の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2814「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、デジタルオーディオディスク

レーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気音響機器の部分品・取付具

(対応する ISIC) 3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2813「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、テレビ受信機(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、プロジェクションテレビ(受信機一体型))

(注 意 点) ラジオ・テレビ受信機の部分品・付属品は、「3421-09、-099 その他の電子部品」に含める。

(対応する ISIC) 3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	有線電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2811「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置(デジタル伝送装置、変復調装置(モデム))

(注 意 点) ① 有線電気通信機器の部分品・付属品は、「3421-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 携帯電話及び簡易型携帯電話(PHS)は、「3321-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機、ファクシミリの子機が外部では簡易型携帯電話(PHS)として利用できるものは本部門に含める。また、本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは「3321-02、-021 携帯電話機」に含める。

(対応する ISIC) 3220 テレビ・ラジオ送信機及び有線電

話・電信装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	携帯電話機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2812「無線通信機械器具製造業」のうち、携帯電話機等の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話機、簡易型携帯電話(PHS)

(変更点) 平成7年、12年表において、本部門に含まれていた自動車電話を分割し、「3321-03、-031 無線電機通信機器(除携帯電話機)」に統合。

平成7年表の列・行部門「3321-01、-011 無線電気通信機器」から「携帯電話機」を本部門として分割・特掲。

(対応する ISIC) 3220 テレビ・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3321-03	3321-031	無線電気通信機器(除携帯電話機)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2812「無線通信機械器具製造業」のうち、携帯電話機を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置(携帯電話機及び簡易型携帯電話(PHS)を除く)、携帯用無線通信装置、無線応用装置(カーナビゲーションシステムを含む)、その他の無線通信装置

(変更点) 平成7年、12年表において「3321-02、-021 携帯電話機」に含まれていた自動車電話を本部門に統合。

平成7年表の列・行部門「3321-02、-021 無線電気通信機器」を「3321-02、-021 携帯電話機」と「3321-03、-031 無線電気通信機器(除携帯電話機)」に分割。

(対応する ISIC) 3220 テレビ・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3321-09	3321-099	その他の電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2815「交通信号保安装置製造業」及び 2819「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 交通信号保安装置(電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ機等)、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、交通信号保安装置の部分品・取付具・付属品
 (対応する ISIC) 3190 他に分類されないその他の電気機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	パーソナルコンピュータ

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2822「パーソナルコンピュータ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) デスクトップ型パーソナルコンピュータ、ノートブック型パーソナルコンピュータ、サーバ用パーソナルコンピュータ
 (変更点) 平成7年表の列・行部門「3311-01、-011 電子計算機本体」から本部門「パーソナルコンピュータ」を分割・特掲。
 (対応する ISIC) 3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3331-02	3331-021	電子計算機本体(除パソコン)

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2821「電子計算機製造業(パーソナルコンピュータ製造業を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 汎用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ(ミニコンピュータ、オフィスコンピュータ、ワークステーション、サーバ(サーバ用パーソナルコンピュータを除く))、電子計算機本体の部分品・取付具・付属品
 (変更点) 平成7年表の列・行部門「3311-01、-011 電子計算機本体」を「パーソナルコンピュータ」と本部門「電子計算機本体(除パソコン)」に分割。
 (対応する ISIC) 3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3331-03	3331-031	電子計算機付属装置

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2823「記憶装置製造業」、2824「印刷装置製造業」、2829「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 記憶装置：磁気ディスク装置、光ディスク装置、フレキシブルディスク装置
 印刷装置：シリアルプリンタ、ラインプリンタ、ページプリンタ、プロッタ(作図装置)
 その他の附属装置：表示装置(ディスプレイモニター(CRT、液晶、プラズマ)、イメージスキャナー、端末装置
 電子計算機付属装置の部分品・取付具・付属品
 (対応する ISIC) 3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	半導体素子

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2912「半導体素子製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) シリコンダイオード、整流素子、シリコントランジスタ、トランジスタ、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、光電変換素子(発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ)
 (変更点) 平成7年表の列部門「3341-01 半導体素子・集積回路」を本部門「半導体素子」と「集積回路」に分割。
 (注意点) 半導体素子の部品は、「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。
 (対応する ISIC) 3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	集積回路

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2913「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) バイポーラ型IC、モス型IC、線形回路、混成集積回路(薄膜、厚膜)、実装して

いない集積回路(輸出分)

(変更点) 平成7年表の列部門「3341-01 半導体素子・集積回路」を「半導体素子」と本部門「集積回路」に分割。

(注 意 点) 集積回路の部品は、「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。

(対応する ISIC) 3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	電子管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2911「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管、PDPモジュール

(注 意 点) 電子管の部品は、「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。

(対応する ISIC) 3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	液晶素子

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2919「その他の電子部品製造業」のうち、液晶素子の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アクティブ型(TFT型)、パッシブ型

(対応する ISIC) 3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	磁気テープ・磁気ディスク

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2793「磁気テープ・磁気ディスク製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電算機用)、磁気ディスク(生のもの)(フレキシブルディスク、光磁気ディスク、光ディスク)

(注 意 点) 本部門は、未記録のもの(生のもの)に限られる。

(対応する ISIC) 3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声

又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-09	3421-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2914「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」、2915「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」、2916「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」、2917「スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業」、2918「プリント回路製造業」及び2919「その他の電子部品製造業」(うち液晶素子を除く)の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 抵抗器、固定コンデンサ、コンデンサ、トランス、スイッチ、コネクタ、リレー、プリント配線板、モジュール基盤、音響部品、磁気ヘッド、小型モータ(3W未満のもの)、スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット、磁性材部品(粉末や金によるもの)

(注 意 点) 超小形電動機(3W未満)は本部門に含まれる。

(対応する ISIC) 3190 他に分類されないその他の電気機器製造業

3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3011「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち、乗用車の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車

(注 意 点) シャシーのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

(対応する ISIC) 3410 自動車製造業

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3011「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち、乗用車、二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、普通トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、けん引車、特別用途車

(注 意 点) シャシーのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

(対応する ISIC) 3410 自動車製造業

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	二輪自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3011「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち、二輪自動車の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

(対応する ISIC) 3410 自動車製造業

3591 オートバイ製造業

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	自動車車体

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3012「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) トレーラ、乗用車ボデー、小型・大型バスボデー、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー

(対応する ISIC) 3420 自動車車体製造(設計)業、トレーラ及びセミトレーラ製造業

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3013「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・付属品(ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダーライナ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)

(対応する ISIC) 3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3013「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品・車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット(乗用車、バス、トラック、二輪自動車)

(注 意 点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分(FOB価格)の60%未満のものは本部門に含める。

(対応する ISIC) 3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業

列コード	行コード	部門名称
3611-01	3611-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3031「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3032「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船

(注 意 点) ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

② 鋼船の改造は本部門に含める。

(対応する ISIC) 3511 船舶製造・修理業

列コード	行コード	部門名称
3611-02	3611-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3031「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び 3033「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製（鋼船を除く）舟艇（20 総トン数未満）

(注 意 点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船艇（20 総トン数未満）は本部門に含める。

② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

(対応する ISIC) 3511 船舶製造・修理業

3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業

列コード	行コード	部門名称
3611-03	3611-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3034「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用電気点火機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2911 エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く)

列コード	行コード	部門名称
3611-10	3611-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3031「船舶製

造・修理業」及び 3033「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。

(注 意 点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。

② 改造は本部門に含めず、「3611-01、-011 鋼船」又は「3611-02、-021 その他の船舶」に含める。

(対応する ISIC) 3511 船舶製造・修理業

3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業

列コード	行コード	部門名称
3621-01	3621-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 302「鉄道車両・同部分品製造業」のうち製造及び改造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

(注 意 点) ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。

② 信号保安装置は本部門に含めず、「3321-09、-099 その他の電気通信機器」に含める。

(対応する ISIC) 3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業

列コード	行コード	部門名称
3621-10	3621-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3021「鉄道車両製造業」のうち鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

(注 意 点) ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3621-01、-011 鉄道車両」に含める。

② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

(対応する ISIC) 3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業

列コード	行コード	部門名称
3622-01	3622-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 304「航空機・同附属品製造業」のうち、修理業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、機体部品・付属装置、発動機(ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等)、その他の航空機部分品・補助装置(プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練用設備、保命装置等)

(対応する ISIC) 3530 航空機及び宇宙船製造業

列コード	行コード	部門名称
3622-10	3622-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 304「航空機・同附属品製造業」のうち、修理の活動及び小分類 871「機械修理業(電気機械器具を除く)」のうち空港等で行われる航空機整備を範囲とする。

(対応する ISIC) 3530 航空機及び宇宙船製造業

列コード	行コード	部門名称
3629-01	3629-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3091「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 完成自転車(軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車)、車いす(手動式)、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・付属品

(注意点) 車いす(電動式)は「3629-09 その他の輸送機械」に含まれる。

(対応する ISIC) 3592 自転車及び車椅子製造業

列コード	行コード	部門名称
3629-09		その他の輸送機械
	3629-091	産業用運搬車両
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 305「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び細分類 3099「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用運搬車両: 構内運搬車(蓄電池運搬

車、内燃機関運搬車、動力付運搬車)、フォークリフトトラック、ショベルトラック(建設用を除く)、産業用トレーラ、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、パレットトラック、産業用運搬車両の部分品・取付具・付属品

その他の輸送機械(除別掲): 飛しょう体(ロケット、人工衛星、宇宙船)、飛しょう体の部分品・付属品、他に分類されない輸送用機械器具(荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート等、車いす(電動式))、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・付属品

(変更点) 平成7年、12年表の列・行部門「3629-09、-091 産業用運搬車両」のうち、建設用ショベルトラックについては、「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に分割、統合。

(注意点) 車いす(手動式)は「3629-01、-011 自転車」に含まれる。

(対応する ISIC) 2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業

3530 航空機及び宇宙船製造業

3599 他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3711-01	3711-011	カメラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3152「写真機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 35 ミリカメラ(フォーカルプレキシヤッタ式、レンズシヤッタ式、ハーフサイズカメラ)、35 ミリ以外のカメラ(二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ)、写真装置・同関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダー、ビューア)、カメラの写真装置の部分品・取付具・付属品(フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シヤッタ、ボディ、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等)

(対応する ISIC) 3320 光学機器及び写真機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3711-09	3711-099	その他の光学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3151「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3153「映画用機械・同附属品製造業」、3154「光学機械用レンズ・プリズム製造業」及び小分類 316「眼鏡製造業(枠を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)、その他の光学機械の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3320 光学機器及び写真機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3712-01	3712-011	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 317「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(ぜんまい時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計)、その他の時計(ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜんまい、歯車、ねじ)、時計側

(対応する ISIC) 3330 時計製造業

列コード	行コード	部門名称
3719-01	3719-011	理化学機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 314「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学・博物実験機器、数学機器等)、地球物理学機器(重量計、磁力計等)、天文機器、理化学機械器具の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

列コード	行コード	部門名称
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 311「計量器・測定器・分析機器・試験機製造業」及び 312「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般長さ計、積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等)、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、温度計(ガラス製のもの)、圧力計、金属温度計、流量計、液面計、精密測定器、工業用長さ計、光分析装置、その他の分析装置、材料試験機、その他の試験機、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、波数計、速さ計、地震計、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

列コード	行コード	部門名称
3719-03	3719-031	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 313「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用機械器具・装置、病院用器具・装置、歯科用機械器具・装置、動物用医療機械器具、医療用品、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・付属品

(注 意 点) 医療用の X線装置、電子応用装置及びレーザー応用装置は「3221-01、-011 電子応用装置」に含まれる。

(対応する ISIC) 3311 内科用・外科用機器及び整形外科用器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3231「娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)」、3232「人形製造業」及び 3233「児童乗物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) トランプ、花札、囲碁、将棋、麻雀ばい、家庭用テレビゲーム、電子応用がん具、金属製がん具、モデルキット、空気入りビニルがん具、縫いぐるみ、木製がん具、プラスチック製がん具、日本人形、節句人形、ひな人形、西洋人形、児童乗物(歩行補助機、乳母車、三輪車)、がん具の部分品・付属品

(変更点) 平成7年、12年表の列・行部門「3911-01、-011 玩具」を「がん具」に名称変更。

(注意点) ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)は「3919-02 情報記録物」へ含まれる。

(対応する ISIC) 3694 ゲーム及び玩具製造業

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3234「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同付属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・付属品

(注意点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含まれる。

(対応する ISIC) 3693 スポーツ用品製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 322「楽器製

造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、電子ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザー、電子キーボード)、オルガン、電子オルガン、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、三味線、琴、尺八、ハーモニカ、オルゴールのムーブメント、シンセサイザー、楽器の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3692 楽器製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3296「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード、ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード、ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット)、コンピュータソフト記録物(CD、DVD等)、プリペイドカード

(注意点) ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物(CD、DVD、カセット等)は本部門に含まれ、生の記録媒体物(磁気テープ、磁気ディスク等)は「3421-03、-031 磁気テープ・磁気ディスク」に含まれる。なお、ゲームソフト記録物、映像ソフト及び音楽ソフトについては、全額それぞれ「7331-01、-011 ソフトウェア業」、「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」及び「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」の生産活動とし、これらの情報記録物の生産に伴う加工賃のみを本部門に計上した。

(対応する ISIC) 2230 記録媒体複製業

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 324「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆、シャープペンシル、ボールペン、

マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンバス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務用・工業用のり、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・付属品
(対応する ISIC) 3699 他に分類されない製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	身近細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 321「貴金属・宝石製品製造業」、小分類 325「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。なお、独立行政法人造幣局の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。

(品目例示) 首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身近細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップホック、かつら、かもじ、勲章、身近細貨品の部分品・付属品

(注 意 点) うちわ、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用品は「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含まれる。また、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーなどは本部門に含まれる。

(対応する ISIC) 3691 宝石及び同関連製品製造業
3699 他に分類されない製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3272「畳製造業」及び 3271「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さ

なだ帽子

(対応する ISIC) 2029 その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	武器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 328「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・付属品、武器修理

(対応する ISIC) 2927 武器及び弾薬製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 326「漆器製造業」、細分類 3273「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3274「ほうき・ブラシ製造業」、3275「傘・同部分品製造業」、3276「マッチ製造業」、3277「喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)」、3278「魔法瓶製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレット製造業」、3294「モデル・模型製造業(紙製を除く)」、3295「工業用模型製造業」及び 3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火(がん具を含む)、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型(地球儀、食品模型)、工業用模型(木型を含む)、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品

(注 意 点) 「プリペイドカード」は「3919-02、-021 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーは「3919-04、-041 身近細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子

は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。また、うちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具は本部門に含まれる。

(対応する ISIC) 3699 他に分類されない製造業

9 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部(建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。)が木造の建築物(建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。)のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(木造)

(注 意 点) ① 住宅建築(木造)における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「8519-03、-031 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、「統合大分類 19 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の各部門についても同様とする。

② 「新築」: 既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

「増築」: 既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

「改築」: 建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物(住宅及び非住宅)に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

(対応する ISIC) 4510 用地整備業

4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業

4530 建築設備設置工事業

4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(非木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(非木造)

(注 意 点) 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

「鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)」: 主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

「鉄筋コンクリート造(RC造)」: 主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

「鉄骨造(S造)」: 主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの(鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む。)

「コンクリートブロック造(CB造)」: 鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック造も含む。)

「その他」: 石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

(対応する ISIC) 4510 用地整備業

4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業

4530 建築設備設置工事業

4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所